

平成 30 年度
入 学 試 験 問 題

第 1 回
社 会

- 1 問題用紙は指示があるまでは開いてはいけません。
- 2 開始のチャイムが鳴ったら、最初に問題用紙と解答用紙に受験番号と氏名を記入して下さい。
- 3 答えはすべて解答用紙に記入して下さい。
- 4 解答は特に指定のないかぎり、漢字・ひらがなのどちらでもかまいません。
- 5 問題は 1 ページから 8 ページまであります。

受 験 番 号		氏 名	
------------------	--	------------	--

森村学園中等部

1

島についての①から⑤の文章を読み、問いに答えなさい。

- ①幕府や将軍の力が衰えたこの時代、戦乱の行方に大きな影響を与えたのは鉄砲だった。その鉄砲が倭寇の船に乗るポルトガル人により、種子島に伝えられたことは有名である。
- ②海外への自由な行き来が禁止され、貿易の相手もオランダ・中国・アイヌ・琉球に限定されていたこの時代、朝鮮から日本には通信使と呼ばれる使節が定期的に来て、文化・学問の貴重な交流が続いた。朝鮮と日本の間をとりもったのは（ ）藩を治めていた宗氏であった。
- ③この頃、近畿を拠点に支配を拡大していた大王を中心とする政権は、地方豪族を服属させるために必要な鉄を入手しようと、朝鮮半島への派兵を盛んに行っていた。沖ノ島はそのときの前線基地となり、国家的な儀式を行った遺跡が数多く残っている。
- ④瀬戸内海の島々は、中国大陸、朝鮮半島、九州、大坂・京都をつなぐルート上であり、商業活動上重要であった。平清盛が、厳島神社や大輪田泊を整備したのは、瀬戸内海の島々の重要性を物語っているといえる。
- ⑤西洋の科学技術や法律が積極的に導入されたこの時代、国家間の関係も欧米流に合わせるため、国境線を明確に設定するようになった。ロシアとは「千島は日本領、カラフトはロシア領」と取り決められたが、中国とは、琉球が日中いずれに属するかをめぐり、対立した。

問1 ①から⑤はそれぞれ何時代の出来事ですか。次の中から選び、記号で答えなさい。

- ア. 旧石器時代 イ. 縄文時代 ウ. 弥生時代
 エ. 古墳・飛鳥時代 オ. 奈良時代 カ. 平安時代（院政期を除く）
 キ. 院政期・鎌倉時代 ク. 室町時代（南北朝時代を含む）・戦国時代
 ケ. 安土桃山時代 コ. 江戸時代 サ. 明治時代 シ. 大正時代
 ス. 昭和前期（第二次世界大戦敗戦まで） セ. 昭和後期（第二次世界大戦敗戦後）

問2 ①の下線部について、当時日本の人々はポルトガル人やスペイン人を何と呼びましたか。答えなさい。

問3 ②の（ ）にあてはまる地名は何ですか。次の中から1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 対馬 イ. 淡路 ウ. 択捉 エ. 与那国

問4 ③の下線部について、当時の大王の支配が広く及んで^{およ}いたことを示す鉄剣^{けん}が出土した遺跡はどこにありますか。次の中から1つ選び、記号で答えなさい。

ア. 岡山県 イ. 大阪府 ウ. 埼玉県 エ. 青森県

問5 ④の下線部について、平清盛が交易していた^{ころ}頃の中国の王朝名は何ですか。答えなさい。

問6 ⑤の下線部について、カラフトの南部は後に日本領となります。このことを決めた日露戦争の講和条約の名前を何といいますか。答えなさい。

問7 ①から⑤の文章が示すように、島は異なる文明・文化をつなぐ役割を果たしてきた一方で、近代以降、国家がその支配をめぐる争う場ともなってきました。なぜ近代以降、「複数の国で島を共同で治める」という考え方が認められなくなったのですか。説明しなさい。

2

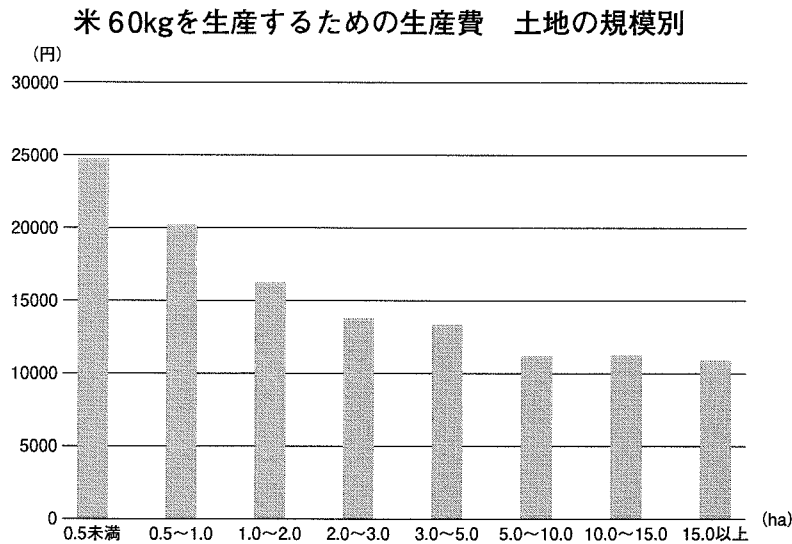
以下の文章を読み、問いに答えなさい。

日本の農家の耕地面積は小さい。販売農家の経営耕地面積は一戸あたり約 (①) ha であり、1 ha 未満の農家は全体の50%を超えている。こうした狭い農地を大規模化する取り組みは繰り返行われてきた。その代表例が秋田県の (②) 村である。(②) 村は湖を干拓することによって、機械化した大規模な農村を目指したものであった。こうした事業から50年以上が経過する中で、北海道以外の農家は未だに小規模な農地のままであり、海外の大規模農場からの安い農産物の脅威にさらされている。

では、なぜ農家の規模が大きいと安い農産物を生産できるのだろうか。下のグラフは、60kgの米を生産するためにかかる費用を、農家の面積によって比較したものである。

このグラフを見れば、同じ60kgの米を生産する費用は農家の規模によって大きく違うことがわかる。例えば、0.5ha未満の面積を利用する農家の費用は、10.0～15.0haの農家の (④) 程度となっており、大規模な農家は費用面で非常に有利だといえるだろう。

しかし、一方で10haを超えると、この費用を下げる効果が弱くなっていることがわかる。日本の大規模農家の場合、1つの大きな土地を持っている例は少なく、さまざまな場所に散らばっている小さな農地をいくつも耕していることが多い。このため、大規模であっても機械の輸送にかえて費用がかかることがある。また、⑤ 機械などを数多く導入することで、かえて農家経営が厳しくなることもあり、必ずしも大規模化が有利とは言えないことも多い。



資料：農林水産省「農産物生産費統計」

問1 文中の(①)にあてはまる数字はどれですか。次の中から1つ選び、記号で答えなさい。

ア. 24 イ. 24 ウ. 242 エ. 2242

問2 文中の(②)にあてはまる言葉は何ですか。答えなさい。

問3 下線部③について、北海道には大規模農家が多くみられます。特に小麦、ジャガイモ、大豆などの大規模畑作で有名な北海道東部の平野はどこですか。平野の名前を答えなさい。

問4 文中の(④)にあてはまる言葉は何ですか。次の中から1つ選び、記号で答えなさい。

ア. 半分 イ. 同じ ウ. 2倍 エ. 10倍 オ. 100倍

問5 下線部⑤について、機械などを導入して農家経営が厳しくなる状況^{きょう}を何と言いますか。答えなさい。

問6 下線部⑥について、日本の農家が機械を導入する理由は大規模化だけではありません。日本の農家が、農地が狭くても機械を導入しなければならなかった理由を、下の2つの表のどちらかを参考にして説明しなさい。

年齢階層別にみた農業就業人口

年齢階層	実数(千人)			割合(%)		
	1990年	2000年	2010年	1990年	2000年	2010年
15～29歳	281	247	90	5.8	6.3	3.5
30～39	470	192	87	9.8	4.9	3.3
40～49	552	365	147	11.5	9.4	5.6
50～59	1,077	523	358	22.3	13.4	13.7
60～64	841	507	319	17.5	13.0	12.2
65～	1,597	2,058	1,605	33.1	52.9	61.6
計	4,819	3,891	2,606	100.0	100.0	100.0

資料：農林水産省「農業センサス」

農家世帯員と農業従事者の推移

(単位:千人)

	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
農家世帯員数	34,411	26,282	21,366	13,878	10,467	6,979
農業就業人口	14,542	10,252	6,973	4,819	3,891	2,606

資料：農林水産省「農業センサス」

3

以下の2つの条文（問題作成上、わかりやすく改めています）と文章を読み、問いに答えなさい。

<日本国憲法第96条1項>

この憲法の改正は、^①各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し、国民投票で過半数の賛成を必要とする。

<大日本帝国憲法第73条2項>

^②両議院は、それぞれ総議員の三分の二以上が出席し、出席議員の三分の二以上の賛成で憲法改正を決定する。

通常の法律の制定・改正よりも改正手続きが厳しい憲法を「硬性憲法」といいます。日本国憲法はその典型です。日本国憲法は、^③成立から現在まで一度も改正されたことがありません。このことから、憲法96条の「総議員の三分の二以上の賛成」という条件が厳しすぎるのではないか、「総議員の過半数」という緩やかな条件に憲法を改正した方が良いのではないか、といった意見があります。硬性憲法には問題があるのでしょうか。

まず、諸外国では憲法改正が^{めづら}珍しくありませんが、ほとんどの国で硬性憲法の手法を採用していて、日本国憲法の改正手続きが、諸外国に比べて^{たん}極端に厳しいというわけではありません。また、大日本帝国憲法においても、過半数の賛成では憲法改正ができない硬性憲法の特徴を持っていました。そして、日本国憲法において 場合には、衆議院の出席議員の三分の二以上の多数で再び可決することで国会の決定とみなすことになっていますが、憲法改正の発議要件を過半数にしてしまうと、憲法改正の発議要件の方が前者の基準よりも緩くなってしまいます。こうした理由から、「三分の二以上」から「過半数」に変更することには問題があると言われています。

国会が憲法改正の発議をしたとしても、最終的には主権者である国民による投票で過半数の支持が得られなければ憲法改正はできません。では、何を基準とした過半数なのでしょう。憲法96条を読んでも、有権者総数、有効投票総数のいずれを基準とした過半数なのかは明らかではありません。2007年に制定された国民投票法では、有効投票総数の過半数となっています。しかし、^④近年の投票率をふまえると、有効投票総数の過半数とすることは、改正手続きの厳しい「硬性憲法」を採用した憲法の趣旨に反するのではないかという意見もあります。

そもそも、^⑤なぜ憲法は、通常の法律よりも改正手続きが厳しくなっているのでしょうか。憲法改正の是非を議論する前提として、このことをもう一度理解しておく必要があります。

問1 下線部①・②について、それぞれの憲法における2つの「議院」とは何ですか。

次の中から1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 日本国憲法：参議院と貴族院 / 大日本帝国憲法：参議院と衆議院
- イ. 日本国憲法：参議院と衆議院 / 大日本帝国憲法：参議院と貴族院
- ウ. 日本国憲法：参議院と衆議院 / 大日本帝国憲法：参議院と衆議院
- エ. 日本国憲法：参議院と衆議院 / 大日本帝国憲法：貴族院と衆議院

問2 下線部③について、日本国憲法が施行されたのはいつですか。解答らん^しに合うように答えなさい。

問3 文中の にあてはまる内容はどれですか。次の中から1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 内閣総理大臣の指名において、衆議院と参議院が異なる人物を指名した
- イ. 条約の承認において、衆議院で可決後に参議院で否決された
- ウ. 法律案の議決において、衆議院で可決後に参議院で否決された
- エ. 予算案の議決において、衆議院で可決後に参議院で否決された

問4 下線部④について、近年の投票率をふまえ、「有効投票総数の過半数」とすることの問題点を、以下の数字を用いて具体的に説明しなさい。

第47回衆議院議員選挙（2014年）の投票率 = 52.66%

問5 下線部⑤について、憲法というものの性質をふまえて、その理由を説明しなさい。

4

以下の言葉の中で、ある見方でみると一つだけ性格が異なるものがあります。

それはどれですか。記号で答えなさい。また、それ以外の言葉に共通する性格は何ですか。説明しなさい。

例題 [ア. 縄文 イ. 江戸 ウ. 鎌倉 エ. 横浜]

ア 他はすべて都市の名前

問1 ア. ラクスマン イ. ペリー ウ. レザノフ エ. ウイッテ

問2 ア. 箱根 イ. 品川 ウ. 横浜 エ. 小田原

5

以下の問いに答えなさい。

問1 昨年10月にカタルーニャ自治州独立の是非を問う住民投票が行われ、賛成票が有効投票総数の9割を超えたものの、中央政府がこれを認めず住民との間に衝突が発生した国はどこですか。答えなさい。

問2 昨年10月に結成された新党で、衆議院議員総選挙の結果、野党第一党となった政党名は何といいますか。答えなさい。

6

以下の会話を読んで、問いに答えなさい。なお文中の森村くんの会話を「森」、お父さんの会話を「父」、お母さんの会話を「母」と表記します。

森 「家や車の中でも子どもがいる空間では禁煙^{えん}」。東京都議会でこんな(1)案が可決、成立したよ。

母 私はタバコの匂^{にお}いはイヤだから禁煙区域^{かんげい}が広がるのは大歓迎。タバコの煙にはニコチンやタールなどの有害物質^{みく}が含まれていて、近年、喫煙者の周囲の人が吸い込んだり肌^{はだ}にふれてしまう受動喫煙の害が主張されてきているしね。2003年には健康増進法^しが施行されて、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止の努力義務^{きうむ}が課されたけれど、罰則^{ばつ}付きの厳しい規則はないの。一方、直近3回の夏季五輪開催^{さい}都市は飲食店を含む公共の場での屋内禁煙を実現しているわ。このような国際基準を満たすため、厚生労働省は罰則付きで飲食店を含む公共の場での屋内禁煙を義務化する健康増進法改正案を示したけれど、2017年1月召集^{しゅうじ}の(2)への提出が見送られ、健康増進法の改正は先送りされたのよ。

森 東京都の動きはこのような国の動きに先手を打つ形だね。

父 ③ 確かに、タバコを吸う僕^{ぼく}だって、分煙には反対しない。実際、神奈川県では公共施設は禁煙か分煙という「受動喫煙防止(1)」が施行されていて、僕も喫煙禁止区域では禁煙を守っているよ。でも、「屋内全面禁煙、喫煙室も設置しない」となると、どこで吸ったらいいんだ？ 受動喫煙を防ぐという目的を超えて、喫煙を取り締まるためではないかと疑ってしまうよ。

母 あなたが家でタバコを吸ったせいで、この子が病気になったらどうするの！

森 それは困る！ ④ 場合には喫煙が制限されても仕方ないと僕も思うよ。

父 いやいや、僕が主張しているのはそういうことではなくて、他人に害を与えないように吸うことは許されるべきだってことだよ。タバコはコーヒーやお酒と同様に、嗜好品だよ。母さんはコーヒーが好きで毎朝飲んでいるじゃないか。

母 そうね。コーヒーの香り^{かおり}は癒^いされるわ。お酒も好きよ。

父 お酒と同じようにタバコも成人には認められている。個人の趣味^{しゅみ}のようなものだ。吸うか吸わないかは個人が自分の意思で決定するものだ。喫煙により、たとえ自分の健康を損ねても、喫煙は自分の意思で決定している。自分の事は自分で決定するという自己決定権^{じこけつけん}を法律などで強制的に奪^{うば}われたくないな。

母 でも、禁煙すれば、結果的にあなた自身の健康にとっても良いのよ。

父 どんなに自分の寿命^{じゆ}が短くなったとしても、自分がどう生きるかは自分で決めるべきであって、法律などで強制されるものではない！ 国家や地方自治体には個人のライフスタイルをどうすべきか、指図する権限はないはずだ！

森 そうか、父さんは、本人の意思に関わりなく、本人の利益のために本人に代わって国家などの権力が意思決定をして強制することに反対の立場なんだね。

父 そうだよ。人生は、自分で決定することに価値があるのだ！ 自分でやりたいと思う

ことを国家によって強制的に禁止されるのは嫌だろう？

森 僕の趣味である冬の時期の登山も、天候やコースによっては遭難する危険はあるけれど、冬山ならではの素晴らしい眺めは何物にも代えがたい！ 確かに、冬の登山をすべて禁止にされたら嫌だな！ 誰かに迷惑をかけない限り、自分の生き方は自分で決めたいな。何だか、お父さんの言っていることが分かるような気がしてきたよ。

父 そうだろう。分かるだろう？

森 でもなあ。自分の生き方は自分で決めたいって思ったけれど、僕はまだ子どもなんだし、一時の感情で判断した結果にどこまで責任が持てるか、自信がないよ。例えば、6歳未満の子どもの車を乗せるときに法律で義務付けられているチャイルドシート。僕が赤ちゃんの頃、ベルトで身体が拘束されるのを嫌がって大泣きしたんだよね。

母 そうよ。安全のため国が法律で義務付けてくれたから、あなたは今ここにいるの。

父 いやいや、子どものチャイルドシートの着用義務の場合と違って、大人は だから、成人への喫煙の取り締まりを一緒にしないでほしいな！

母 何言っているのよ！ 大人だってシートベルトの着用は義務付けられているんだから！ 大人だって同じよ！

森 ……夫婦ゲンカも法律で禁止してもらおうかな。

問1 文中の(1)、(2)にあてはまる言葉は何ですか。

次の中から1つずつ選び、それぞれ記号で答えなさい。

(1) ア. 命令 イ. 政令 ウ. 条例 エ. 規則

(2) ア. 臨時会 イ. 特別会 ウ. 集会 エ. 常会

問2 下線部③について、東京都が禁煙区域を拡大しようとする国際的な背景は何ですか。本文を参考にして、答えなさい。

問3 文中の にあてはまる内容は何ですか。答えなさい。

問4 文中の にあてはまる内容は何ですか。答えなさい。

問5 政府によって、以下のような計画が実施される見込みです。

これについて、本文の「父」と「母」は、それぞれどのような意見を持つでしょうか。本文の内容をふまえ、それぞれ答えなさい。

スポーツ庁は、忙しくてスポーツをする時間がない働き盛り世代を中心に、スニーカー通勤を推奨する計画を2018年3月から始めると発表した。歩くことからスポーツ人口を拡大し、国民の健康を増進するのがねらいだ。具体的には一日の平均歩数を現状より1000歩増やし、一日8000歩を目標とする提案である。そのために、通勤時も歩きやすいスニーカーをはくことを勧め、企業や自治体と連携する。